

障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金）

病気やけがのために、仕事や日常生活に
支障があるような障害が残ったとき、
障害年金が受けられます。

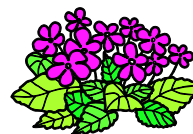


次の条件のすべてにあてはまる場合に障害年金が支給されます。

- 障害の原因となった傷病の初診日が、国民年金、厚生年金保険の被保険者期間中にあること
- 初診日前までに一定期間の保険料が納付されていること
（初診日の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上の保険料納付済期間があること。なお初診日が平成18年4月1日前の場合は初診日前の1年間に国民年金の保険料の滞納がなければよいことになっています。）
ただし、初診日に65才未満でなければなりません。
- 「障害認定日」において、その状態が障害等級表に定める程度であること

「障害認定日」とは初診日から1年6ヶ月経過した日
または、1年6ヶ月以内に症状が固定した場合は
固定した日のことをいいます。

年金額や申請窓口は表のようになります。



	障害基礎年金（国民年金）	障害厚生年金（厚生年金）
年金額	1級 993,100円+子の加算 2級 794,500円+子の加算 -----	1級 報酬比例の年金額×1.25+配偶者加給年金 2級 報酬比例の年金額+配偶者加給年金 3級 報酬比例の年金額（最低保障596,000円）
窓口	市役所	社会保険事務所